

介護保険負担限度額申請に必要な書類

① 介護保険負担限度額認定申請書

被保険者本人、配偶者が所有している

② 同意書（申請書の裏面にあります。）

すべての通帳等の写しが必要です。

③ 被保険者本人と同一世帯又は別世帯の配偶者（事実婚、内縁関係含む。DV加害者除く。）の預貯金、有価証券にかかる通帳・証書等の写し

○預貯金 申請日直近2か月以内に記帳した通帳の写し（普通・定期等）

（通帳の記帳を行った結果、直近2か月以内に出入金がない口座の場合は記帳日を写しに記入してください。）

銀行名、支店名、種類、口座番号、名義人名がわかるページの写し

+

最終残高がわかるページのコピー

↑

1冊の通帳で普通預金と定期預金を管理している場合、それぞれの残高がわかるページのコピーが必要となります。

インターネットバンクの場合は銀行名、支店名、種類、名義人がわかる口座残高ページの写し

○有価証券等 銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
（WEBサイトの写しも可）

○現金 自己申告

○負債 住宅ローン、マイカーローンなどの場合は負債残高がわかるものの写し

《記入上の注意》

○個人番号（マイナンバー）は記入がなくても受付できます。

※被保険者本人及び配偶者の個人番号を御記入いただいた場合、窓口で次のものを確認させていただきます。

- ・個人番号カード又は通知カード等
- ・窓口に来庁された方の本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ・代理人(本人以外)による申請の場合、委任状又は介護保険被保険者証等

○同一世帯の配偶者だけでなく、施設入所などで別世帯にいる配偶者(事実婚、内縁関係を含む。)についても御記入ください。

○収入等に関する申告に関して、該当する口に✓（チェック）を入れてください。

※課税状況が不明な場合は、「配偶者に関する事項」の課税状況及び「収入等に関する申告」欄の記入は不要です。

○遺族年金・障害年金等を受給されている方は受給している年金に○をつけてください。

＜対象となる非課税年金＞

遺族年金、障害年金、寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金

※年金保険者から通知された振込通知書、支払通知書、改定通知書等を御確認ください。

＜非課税年金に含まれないもの＞

上記に該当しない年金のほか、弔慰金・給付金など

○被保険者本人と配偶者が所有する全ての預貯金、有価証券、その他（現金等）について、合計額を記入してください。また、通帳等のコピーを添付してください。

◇預貯金の例・・・預貯金（普通・定期・貯蓄・当座など）

◇有価証券の例・・・有価証券（株式・国債など）、投資信託

◇預貯金、有価証券以外の資産例・・・金・銀（積立購入を含む。）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、タンス預金などの現金

※生命保険、不動産などは資産に含みません。

◇負債の例・・・被保険者本人名義の住宅ローン（本人居住）、マイカーローン（本人使用）、借入金（事業用除く。）